

はじめに

明治16年2月5日、文部省は、後に『日本教育史資料』を文部省から編纂発行するための基礎作業となった「教育沿革史」編纂史料の取調差出方を全国の府県及び旧藩主に達した。これら府県の対応は多様であったが、なかでも東京府の対応は他府県と較べて著しく異なっていた。多くの府県は3、4月ころ提出したが、東京府は8月の提出を申し出、実際には10月となっている。しかも5月には東京府の学務課は課員18名では本務を行うのに精一杯であり、本取調は例規上本務ではないことを挙げ、記録科に委ねるか専任の取調掛を設置する以外に方法はない。

しかも調査期間が極度に短いので各区・郡に専任の取調掛をおき、16年中に調査進達するからその手当を7月分から12月分まで下付してほしいと芳川顕正府知事名で上申した。これに対して文部省は福岡孝弟文部卿名で「難聞届候事」とその申し出を却下した。このような申し出は他府県ではみられないものであった(日本教育史資料研究会編『「日本教育史資料」の研究』所収 拙稿「『文部省年報』を中心としてみた府県の「教育沿革史編纂資料取調」玉川大学出版部1986.11」)。

これに遡る2年前の明治14年7月29日、文部省は「中学校教則大綱」(以下「大綱」と略す)を公布した。文部省は同年12月1日東京府知事に「大綱」準拠教則の提出を促した。多くの府県は同年末から翌年の中頃にかけて提出したが、東京府は15年10月に入ってからようやく文部省通達の内容を一部改めて府下に照会、その後も10月23日にも文部省の督促をうけている。このように東京府は文部省の施策に対して積極的のみならず、むしろ意図的に提出を遅延し、抵抗しているように思われる。このことは教則策定過程において一層明瞭である。他府県でも改正教則の遅れはみられるが東京府のように意図的・抵抗的とも思われない。そこには何等かの背景があるものと思われる。現時点では十分な史料的論証をおこなうには至っていないが少しく推測、予見を加えてみたい。

1. 中学校教則大綱「一例」と東京府立中学校教則案

明治16年7月11日、東京府は東京府中学校の教則を含む規則及び学科課程表を府会の常置委員会に諮問した(当日沼間・藤田ら欠席。「常置委員会日誌」東京都公文書館蔵)。以下「学科課程表」を中心に記述を進めるが、東京府案は文部省の毎週教授時数「一例」に較べると地理と物理が各1時間多く、幾何と植物が各1時間ずつ削減されていた。これに対して常置委員会は初等中学科のみに設置の経費を高等中学科でも教授することとし、初等中学科高等中学科、ともに1日の授業時間数を増加、初等中学科4年間の英語・幾何・植物の毎週授業時数を各1時間、算術は2時間減らし、地理と物理は各1時間増やしている。とりわけ注目されるのは和漢文は「一例」で6年間に78時間の毎週教授時数を66時間と12時間減らし、その代わり歴史は16時間を25時間と9時間、経済は高等中学科での履修を含めて4時間を10時間に増加している。大雑把に言えば歴史と経済を重視し、和漢文の比重を著しく軽減しつつ、「一例」にない各学年毎週3時間設置を課した体操36時間分を含めて6年間の毎週教授時間数328時間を364時間としている。

東京府は、常置委員会の審議結果にもとついて8月4日に府知事名をもって東京府中学校規則と学科課程表を文部卿に進達し、教科用図書表は9月27日に提出した。文部省はこれに対して高等中学科の経済や歴史時数の削減、各国史を詳授せず万国史を授けること、外国語科以外は本邦の著訳書を用いるべきことなど7項目にわたって、「不允当廉等有之候」ゆえ再調査のうえ提出するよう照会した。

詳細は拙著「『中学校教則大綱』の基礎的研究」の第2章第2節「東京府における中学校規則の制定過程」を参照されたいが、このように文部省の指令に対して大幅な変更を含む中学校規則・教則を文部省に進達した府県は他にみられない東京府独自のものであった。

2. 「府民一体の請願」

文部省の照会に対して東京府は、「本件ハ府下ノ状況ニ依リ十分評議ノ上相定候儀ニ有之候間成法ノ区域内ニ於テ不都合無之以上ハ可成其状況ニモ適応セシメ度見込ヲ以テ本按之通取調伺出候儀ニ有之条此儘御聞置相成候様取計有之度」と東京府提出の内容をそのまま承認するよう求めた。傍線の部分は草案では「曩ニ常置委員ニ諮言旬シ府民一体ノ情願ヲモ十分済シ出サセ候」となっている。高等中学科での経済履修、経済・歴史の時数増、和漢文の削減、英仏史の教授、原書の使用は東京府下地域住民一体の教育要求であると一切の改変を拒否しようとするものであった(東京都公文書館所蔵文書)。

東京府の回答は改めて文部省から退けられるなど東京府と文部省の間で「府民一体ノ情願」を巡って遣り取りがあり、結局東京府は文部省の指令に従わざるをえなかったが、これほど東京府が「府民一体ノ情願」を理由に文部省の指示に抵抗し、また「教育沿革史取調」に対しても協力的な姿勢をとらなかった背景に何があったのか。史料的に断定する段階にはないが、そこに明治14年の政変をめぐる政治的状況との関わりを推測することもあながち不当ではないと思われる。以下その素描を試みしてみる。

3. 明治14年政変と東京府会

明治11年(1878)4月、明治政府による最初の統一的な地方制度所謂三新法が規定され、そのうちの一つ府県会規則により東京府でも同年12月第1回府会議員選挙が行われ、翌年3月10日に最初の府会が開かれた(田口親著『田口卯吉』P.104)。13年4月には、通常会・臨時会ともに府知事から提示される議案を、事前に受け取ってこれを検討し議会に対して委員の意見を述べる常置委員が設置され、その翌年2月には府会に区部会と郡部会を設置し、区部会に5人、郡部会に7人の常置委員を置き、各々議長・副議長とともに選出することとした(東京百年史編集委員会編『東京百年史』第2巻昭和47.3.p.815f)。常置委員は府会提出の原案作成にあたって重要な役割・権限をもつものであった。

東京府が、府立中学校の規則・教則等を審議・編成し、文部省と遣り取りした時期にほぼ該当する明治14年から17年当時の府会及び区部会・の議長・副議長・常置委員の構成をみると、府会議長に福地源一郎(明治14.2.28~15.7.26)・沼間守一(明治15.7.26~18.12.28)、府会副議長に沼間守一(明治14.2.28~14.6.15)、芳野世経(明治14.6.15~17.5.13)、常置委員には明治14年3月8日から15年7月26日まで沼間守一・福地源一郎・田口卯吉・藤本精一・芳野世経・町田今亮・松波宏詐、15年7月26日から17年5月13日まで沼間守一・藤田茂吉・田口卯吉・芳野世経・藤本精一・田中耕造・須藤時一郎がその任に就いている(前掲『東京百年史』p.816f)。

ところで明治15年7月から常置委員になった田中耕造は文部権少書記官であったが、14年10月12日付で参議筆頭を「依願免官」となった大隈重信につづいて、13日には矢野文雄・犬養毅・尾崎行雄らが依願免官し、29日までに小野梓・島田三郎らとともに免官されたなかに名を連ねている(『保古飛呂比、佐々木日記』東京大学史料編纂所1978p.466～8)。所謂明治14年の政変である。田中は文部省の官吏であったが、この政変で官僚の座を追われ、翌年の初めには府会議員となり、さらに区部会の常置委員となっている。

この時、免官となったもののなかには17年5月に常置委員となった犬養毅、18年12月に常置委員となった尾崎行雄・河野敏謙の名がみられる(同前P.816f)。このようにこの政変によって政府の官僚から下野した人材が東京府会議員に集まったが、東京府会にはすでに福地源一郎、沼間守一、田口卯吉、短期間ではあつたが福沢諭吉などがいた。

福地らは政変により下野したわけではないが、北海道開拓使官有物払下事件や薩長藩閥政府への批判、さらにわが国が範とすべき憲法をめぐる伊藤と大隈の対立という状況のなかで反政府的な立場に立つものであり、いわば政府から疎まれる立場にあった。天皇側近の佐々木高行は『保古飛呂比』に森山の談話として今回の政変で内閣が交替すれば福地の人事案として太政大臣大隈、右大臣大木、外務卿福沢、司法卿沼間、参議河野等の風評が立っていると記している。ここには政変に関わって府会議員及びその議長・副議長・常置委員の名が挙げられ(9月24日付)、田口の名も挙げられている(10月14日付)。まさしく東京府会は反薩長政権の牙城の感を呈していた。

4.大綱「一例」と田口卯吉の経済観・歴史観・国語観

このように明治14年政変前後の政府と東京府会の対立は根深いものがあった。

そのなかでとりわけ東京府がこだわりを示した「中学校教則大綱」の毎週教授時間数の「一例」に対して経済と歴史の大幅な時数増と和漢文の時数減を「府民一体の情願」として求めた東京府側の思想的・教育的背景についての素描を試みるのであるが、特に東京府会においても理論家として知られた田口卯吉(鼎軒)をとり挙げて考えてみたい。

田口卯吉は安政2年(1855)、江戸の徒士屋敷に樫郎の子として生まれ、慶應2年(1866)昌平坂学問所で素読吟味を受けている。佐藤一斎はその曾祖父である。

明治2年(1869)5月には幕府の倒壊に伴い沼津に赴き沼津兵学校附属小学校に通学、翌年資業生となり、さらに医学修業を命ぜられた。4年には上京して化学を学び、さらに大学予備門に入ったが、まもなく退学し尺振八の塾に入り、さらに大蔵省翻訳局上等生徒、7月には翻訳局の廃止にともない大蔵省紙幣寮に任用され、翻訳に従事した。10年には紙幣寮の廃止により大蔵省御用掛判任官心得となった。この時23歳であつたがこの年の9月、『日本開化小史』の第1冊を発刊し、15年には全6巻を完結している。11年には『自由交易日本経済論』を出版し、同年『大英商業史』及び『麻氏経済哲学』を翻訳(前掲『田口卯吉』略年譜)、さらに翌年1月には『東京経済雑誌』を創刊、関東大震災により廃刊するまで自由貿易論の立場から「西欧経済学の導入と普及の媒体としてフルに活用」(松野尾裕著『田口卯吉と経済学協会』日本経済評論社1996.5.P69)し、わが国経済学の発展に貢献した。

田口は明治13年12月の選挙に26歳で東京府会議員に当選し、翌年3月には府会区部の常置委員となり、25年2月には東京府会市部会の副議長となったが、この年すべての名誉職を辞任している。「中学校教則大綱」による府立中学校の規則・教則・教科書の策定はま

さしく田口が東京府会の常置委員として活動していた時期に相当する。

嘉治隆一は、田口の研究範囲は「経済、金融、財政等の実学に及んだのみならず、更に史学、文学、哲学、宗教、社会学、言語学、人類学、民俗学、考古学などなど、往くとして可ならぬはなかった。もと維新の初めには、医学或は薬剤学を志し、物理学、化学などを究め、英語にも熱中していた」とその該博な学問を指摘している(『日本開化小史』解説 岩波文庫 2001.7.P.224)が、とりわけ経済・歴史には造詣深く、「大綱」期は名著『日本開化小史』や『経済策』を発刊した時期であった。

まず「経済」について云えば田口 24 歳で彼の名を不朽ならしめた『自由交易日本経済論』を出版し、翌年には『東京経済雑誌』を創刊するなど早くから経済に関する多くの著作・論文を発表し、大井道明編著『日本全国新聞記者評判記』(明治 15 年刊、松野尾前掲書 P.95 所収)では「議論経済ノ法ニ通達セルコト、方今其比ヲ見ルコト少シ」と評され、当代第 1 の経済理論家としての評価が高かった。

彼は明治 16 年に再版された『自由交易日本経済論』で「筍も人間の皮を被むり此地上に立つものは宜しく活眼を開きて社会の真状を考察し、吾人の最も制馭を受くるものは政府に非ずして経済世界の衆書に在る事を尋思せよ」(『全集第 3 巻 p.11』)と人間だれしもが経済世界に生存せざるを得ないと説いている。とはいえ 14 年 6 月、「東京府会常置委員 四大意見」(『全集』第 5 巻)の 1 つに庶民夜学校の廃止論を唱え、職工丁稚などは学校に通って文字を知り物理や修身を学ぶ必要のないこと、徳川の時代には帳簿の記入法(簿記)や大工の物差しの測り方をこと改めて学ばなくとも平常の談話で知識を理解するものである。必要が生ずればみずから商売や経済のことも学ぶので義務的に文字学習をさせる必要はない。しかし財産に余裕ある者、取引の激しい商人、学者や交際の多い政治家など指導的立場に立つものには学校教育の必要性を説いている。即ち経済活動が不可欠な当時の日本の社会的状況のなかで、「経済学の眼を以て社会を見る」ために「経済学の要旨」を知ることが「経済の真理に由りて国家の富強を致す方法」と経済学の必要を力説する(「経済学の要旨」『全集』第 3 巻 p.255)。13 年に府議会は東京府の商法講習所廃止を決定したが、商業の活動こそ商権を内外に確立し国益に繋がるとの認識から東京商法会議所会頭の渋沢栄一や府会議員の福地・沼間・田口らはこれに反対し、農商務省に補助金を申請し、その廃止をまぬがれ、17 年には東京商業学校と改めて継承することに尽力した(麻生誠『大学と人材養成』P.89～P.92)。このように商業経済活動を重視する田口らが、中学校教則に経済の充実を図ろうとしたであろうと推測することは不当とは思われない。因みに福地源一郎は明治四年にウェイランドの経済書の一部を『官版会社解』として翻訳出版し、犬養毅は明治 17 年から 21 年にかけてアメリカ人ケーリーの書を『圭氏経済学』として翻訳しており、常置委員等の中には経済学に強い関心をもつものが多くいた。

『自由貿易日本経済論』で経済学者としての地位を固めた田口は 10 年から発刊した『日本開化小史』により史学者としても地歩を不動のものとした。12 年には『大英商業史』を翻訳し、16 年には『支那開化小史』の第 1 巻を刊行(20 年完結)、24 年には『史海』を創刊している(前掲『田口卯吉』P.221)。さらに 26 年には『群書類従』の活字印刷本の刊行を開始(同 p.222)、29 年には『国史大系』の編纂をも始めている(同 P.224)。このように早くから歴史に関心をもち、バックルやギゾーの影響をうけながら経済的視点に立って文明史的著作や論文を執筆し、歴史学習の必要性を説いた田口は 24 年 8 月には「官私学校に於て日本歴史講究を密にするを要す」を『東京経済雑誌』に発表し、小学校で教える日本歴史はきわめて粗末なものであり、小学校を卒業すると高等中学校進学準備のため英仏独の学問を専修し、高等中学校にすすめば国史眼を養成するものは読まない。大学に入れ

ば例えば法律を学ぶものは外国の法律の沿革を学んでもわが国の法律の沿革は学ばない。

「外国の事情に明にして国事に疎きことは、今日の学制に於て其欠点ある事を見るなり」とわが国学校での外国偏重の弊を指摘し、「去（ママ）れば此諸氏先づ国史を検究して、以て之を子弟に教ゆる事は最も我教育制度の上に於て希望すへき要件にあらずや」と小学校・中学校における国史教授の必要性を強調するのである(『全集』第2巻P.591～3)。たしかに本論文は「大綱」期を過ぎたものであるが、田口の早い時期の歴史重視からみれば、当時すでに抱いていた学校教育への要請であったとみても妄言とは言えないであろう。

東京府は、文部省「大綱」の教授時間数「一例」に比して歴史・経済併せて15時間と大幅に増加を図ったほか地理・物理に各1時間を加えた。そのため算術2時間及び英語・幾何・植物の各1時間を削減したほか和漢文には12時間という大幅な減少を行なったが、いずれもその理由を明示した史料は現在まで見当たらない。経済のところでも記したが、教育の義務化を否定し自由教育を強調する田口は文字・文学の学習は貨財が増殖して知識が必要となれば自ずと学ぶものであるとして文字学習の強制的学習に消極的な態度を示しており(「改正教育令」『全集』第2巻)、歴史・経済の増加分を和漢文の削減で調整を図ったのではないかと推測する。

5.学務課属庵地保の教育観

東京府中学校規則・教則等進達への再三にわたる文部省の督促に対して「府民一体の情願」故に「此儘御聞届相成候様取計有之度」と東京府の意向を厳しい語調で進達文書の「かがみ」を書いたのは学務課四等属庵地保であった。勿論規則等の意志決定は常置委員や府会議員の審議によるが事務処理上の文書は学務課の属吏員である庵地によるものであった。府会議員の中には14年の政変で下野したものを含む反政府的立場に立つ改進黨員が多かったが、庵地もまた福沢諭吉門下で、福沢から強い思想的影響を受け、田口の政府による強迫主義の教育の否定とは異なるとはいえ学校教育の公共性を「学校維持父兄帰向ノ如何」を基底にする「民間教育」をその著『民間教育論』(明治13年刊)で説き、「民意」=「府民一体ノ情願」を教育の拠って立つとする点では同様な教育観を抱いていた。その思想が進達文書の「かがみ」に表現されたのであろう。最終的には文部省の意向に副はざるを得なかったにせよ、府の吏員という立場で府会議員と相通ずる教育思想家として執筆したものといえよう。たまたま田口は沼津兵学校の出身者であり庵地も沼津藩(水野藩)士族として同郷の連帯感も働き、14年前後の議員・吏員の連体意識、政治的・思想的共感も中学校規則・教則等の編制に作用したであろうと窺うことができるよう。

おわりに

明治14年の中学校教則大綱の施行や16年の「教育沿革史」編纂史料収集など明治14年の政変に前後して東京府の対応は他府県と異なり反政府的とも見られるものがあつた。その理由を特定することは困難ではあるが、改進黨員や民権論者及び政変で下野したものたちが結集した東京府会は反政府の牙城の観を呈した。たまたま中学校教則大綱による東京府立中学校規則・教則等の改正にあたり、彼らの政治的・社会的・教育的信条を「府民一体の情願」として教育課程や教科書の採用ににじませようとした。直接それを立証する史料に乏しく断定できる域にないが、田口卯吉や庵地保を事例として東京府の中学校規則等の策定を明治14年の政変との関わりのなかで捉える一視点と意義を考察した。

